第二　通知事項

一　更新請求に係る処分の内容及び根拠となる法令の条項

公安調査庁長官の観察に付する処分

無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（以下「法」という。）第五条第四項

二　更新の理由となる事実

1　被請求団体の現況

㈠　組織概況

(1)　被請求団体（以下「本団体」という。）は、麻原彰晃こと松本智津夫（以下「麻原」という。）を教祖・創始者とする「オウム真理教」の教義を広め、これを実現することを目的とし、麻原が主宰し、麻原及び同教義に従う者によって構成される団体であり、平成二十四年一月二十三日付け本件観察処分決定に係る処分の期間を更新する決定（以下「第四回期間更新決定」という。）後も、引き続き、「Aleph」の名称を用いて活動する内部組織（以下「Aleph」という。）と「ひかりの輪」の名称を用いて活動する内部組織（以下「ひかりの輪」という。）を中心として活動している。

(2)　本団体の日本国内における構成員数は、第四回期間更新決定時である平成二十四年一月時点では約千五百名であったが、その後、青年層を対象に団体名を秘匿した勧誘活動を積極的に展開するなどした結果、約百五十名増加し、約千六百五十名（出家した構成員約三百名、在家の構成員約千三百五十名）となっている。また、本団体のロシア連邦内の構成員数も、第四回期間更新決定後、約二十名増加し、約百六十名となっている。

(3)　本団体の施設数は、本件観察処分決定時である平成十二年一月時点では、十一都府県に二十七施設であったが、平成二十二年に東京都内に大規模施設を取得するなどした結果、十五都道府県に三十二施設、ロシア連邦に数施設を確保するに至っており、現在もこれを維持している。

(4)　本団体の資産のうち、現金・預貯金・貸付金の合計額は、法に基づく公安調査庁長官に対する本団体の報告によれば、本件観察処分決定時である平成十二年一月時点では、約三千八百万円であった。しかし、それ以降、出家した構成員に一般企業で就業して得た給与等を上納させ、在家の構成員からは高額な布施を徴収するなどして蓄財した結果、平成二十六年七月末時点で、その合計額は六億五千万円を超えている。特に、第四回期間更新決定時である平成二十四年一月から平成二十六年七月までの約二年半の間は、その合計額を毎年約八千万円ずつ増加させており、前記期間に約四十五パーセント増額させている。

㈡　団体としての同一性

本団体は、第四回期間更新決定時と同様、「Aleph」、「ひかりの輪」を中心として活動する構成に変化はなく、本団体全体として、麻原の説く「オウム真理教」の教義を広め、これを実現することを特定の共同目的として維持しており、構成員は、いずれも麻原に対して絶対的に帰依し、麻原の意思の実現のために、麻原の指示に従う者で、前記特定の共同目的を達成するため活動している者である。すなわち、「Aleph」は、麻原を前面に出した活動が麻原の意思にかなうとして、麻原に対する絶対的帰依を明示的に強調して活動しつつ、前記特定の共同目的を達成するため活動している。これに対し、「ひかりの輪」は、麻原の影響下から脱却したと装うことにより、観察処分を免れて本団体を存続させつつ、最終的には前記特定の共同目的を達成することこそが、麻原の意思にかなうとして、外形上、麻原の影響力を払拭したかのように装う、いわゆる「麻原隠し」（以下「麻原隠し」という。）を展開しつつ、実態としては、前記特定の共同目的を達成するための活動を行っている。このように、「Aleph」と「ひかりの輪」との間には、表面上の活動形態に差異がみられるものの、これは麻原の意思の捉え方の相違にすぎず、同一の前記特定の共同目的を保持し、その達成のために役職員及び構成員が活動している継続的結合体であって、「Aleph」及び「ひかりの輪」は、本団体の内部組織であり、本団体は依然として団体としての同一性を保持しているものと認められる。

㈢　活動概況

(1)　「Aleph」は、第四回期間更新決定後も、麻原を絶対的帰依の対象とし、構成員には、麻原の説く「オウム真理教」の教義を学ばせ、麻原が確立した修行に取り組ませるとともに、麻原を称揚する映像を繰り返し視聴させるなどして、麻原への絶対的帰依を扶植している。また、「生誕祭」と称する麻原の誕生日を祝う儀式を開催し、幹部構成員が麻原の死刑執行の回避や延命を祈願する指導を行うなど、麻原を前面に出す活動をより一層鮮明にしている。さらに、「集中セミナー」の開催等により多額の資金を獲得するとともに、団体名を秘匿した巧妙な手法で勧誘活動に取り組み、多数の信徒を獲得するなど、組織を拡大させている。このほか、幹部構成員が居住する施設に対する立入検査時、公安調査官、警察官及び弁護士等の顔写真十六葉を、日本刀を模したナイフ様の物で刺通した状態のもの（以下「串刺し写真」という。）が発見されるなど、反社会的体質及び危険性も顕在化している。

(2)　「ひかりの輪」は、第四回期間更新決定後も、専ら観察処分を免れるため、各種メディアを利用して、外形的に「脱麻原」を社会にアピールするための宣伝活動を展開するとともに、施設内の祭壇に掲示してきた麻原と同一視する仏画や大黒天像を撤去・焼却するなどの取組を行っている。しかしながら、このような取組は単に観察処分を免れるための「麻原隠し」にすぎない。すなわち、「ひかりの輪」は、後記2㈠(2)で述べるとおり、態様を変えながら麻原に対する崇拝を継続し、構成員も、麻原及び麻原の説く教義に従う意思を吐露し、深い帰依を示している上、「オウム真理教」の教義を収載した書籍等を多数保管するとともに、麻原の説法等と同様の内容を含む教本を発行し、麻原のイニシエーションと同様の目的・効果を持つ儀式等を実施している。さらに、「ひかりの輪」は、未入会者でもセミナー等に参加できる旨宣伝して、巧妙な勧誘活動を展開し、その過程で、旅行業法に抵触する「聖地巡り」と称した企画旅行を実施するなどの資金獲得活動も行っている。

2

㈠　法第五条第一項各号該当性

第五条第一項第一号該当性

本団体は、第四回期間更新決定後も、無差別大量殺人行為であるいわゆる松本サリン事件及び地下鉄サリン事件（以下「両サリン事件」という。）の首謀者である麻原を「オウム真理教」の主神であるシヴァ神の化身かつ教祖に位置付け、絶対的帰依の対象とするとともに、麻原を組織の頂点として、麻原の意思に従い、麻原の説く教義を広め、これを実現することを目的として活動している。

(1)　「Aleph」は、両サリン事件当時の「オウム真理教」の活動形態を維持し、麻原を前面に出して活動することが麻原の意思にかなうとして、麻原に対する絶対的帰依を明示的に強調して活動しているところ、現在も、

ア　麻原を「グル」、「尊師」と尊称し、麻原の肖像写真や麻原と同一視する仏画を祭壇等に掲出するなどして、麻原を絶対的帰依の対象として崇拝していること